

# 一般社団法人日本コンピュータ外科学会 名誉会員・特別会員規則

平成24年10月16日制定

## 第1条（目的）

この規則は、一般社団法人日本コンピュータ外科学会（以下「この法人」という。）定款第5条の定める名誉会員及び特別会員の資格およびその他の事項について定めることを目的とする。

## 第2条（選出方法および選出の日付）

名誉会員及び特別会員は、理事会が推薦し、社員総会の承認を得て決定する。

2. 前項の決定を受けての選出の日付は、遡って指定することができる。

## 第3条（名誉会員の資格要件）

名誉会員として推薦されるには、この法人の正会員のうち、原則として以下のいずれかの要件を満たさなければならない。

- 1) 推薦日に於いて満65歳以上であること
  - 2) この法人の理事長または副理事長の経歴を有すること
  - 3) この法人の理事または監事の就任期間が通算6年以上であること
  - 4) この法人の大会長の経歴を有すること
2. この法人の対象とする領域に於いて特別の功績があり、この法人の発展に特別の功労があったこの法人の正会員を、前項の要件にかかわらず、名誉会員として推薦することができる。

## 第4条（特別会員の資格要件）

特別会員として推薦されるには、原則として以下の要件をすべて満たさなければならない。

- 1) 推薦日に於いて満60歳以上のこの法人の正会員であること
  - 2) この法人の評議員の就任期間が通算6年以上であること
2. この法人の対象とする領域において特別の功績があり、この法人の発展に特別の功労があった個人を、前項の要件にかかわらず特別会員として推薦することができる。

## 第5条（特例）

名誉会員あるいは特別会員に推薦されたこの法人の正会員は、その希望により、正会員として留まることができる。

2. 前項の適用を受ける場合、以下の規定を適用する。

- 1) この法人はその者に名誉会員あるいは特別会員の称号を与える一方、その者はこの法人の定款及びその規則類に定める正会員の義務を負い、権利を行使することができる。
- 2) この法人の定款第6条第4項は適用しない。
- 3) この手続きに当たっては、この規則の第2条を適用する。

#### **附則**

1. この規則の第3条および第4条の定める要件には、この法人の前身である日本コンピュータ外科学会における経歴を含めることができる。